

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 29 年9月 13 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700209 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700189 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月11日の標準賞与額を56万6,000円、同年12月12日の標準賞与額を71万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月11日及び同年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月11日及び同年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月11日  
② 平成15年12月12日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。賞与の振込みが確認できる預金通帳の写しを提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の複数の同僚が保有する請求期間①及び②に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は56万6,000円、請求期間②は71万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月11日及び同年12月12日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700216 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700190 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年4月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、A社の元経理担当者の陳述並びにA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社の回答から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に24万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主から、請求者の賞与の届出や厚生年金保険料納付について回答を得られず、B社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。